

全建労発第126号
平成22年3月29日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一
(公印省略)

労働時間等設定改善指針の一部改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省労働基準局長より標記について、周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、改正後の指針についてご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

○厚生労働省告示第八十九号

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、労働時間等設定改善指針（平成二十年厚生労働省告示第八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、この改正規定は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用調整助成金の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行の日（平成二十二年六月三十日）から適用する。

平成二十二年三月十六日

厚生労働大臣 豊田 博

趣旨 近年においては、1,842時間（平成18年度）となり、近年は「1,200時間の目標をおおむね達成することができた」と、ほぼ近い水準である。おおむね1,800時間前半で推移している」及び「平成18年度においては2,024時間となり、12,000時間前後で推移しており」である。

一 〇五 平成15年国家公安委員会・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号、平成21年国家公安委員会・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号、及び「少子化社会対策大綱」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)、「新しい少子化対策について」(平成18年6月20日少子化社会対策会議決定)、「子ども・子育て支援を応援する日本」重点戦略(平成19年12月27日少子化社会対策会議決定)、「子ども・子育て支援」(平成22年1月29日閣議決定)及び「である。しかし、特に年次有給休暇の取得率については、目標に比べて顕著な改善が見られない状況にある。」である。

〇五〇五 「感じている」(以下「感」)と、その取得にためらいを感じない労働者がその理由として掲げているのは、職場の雰囲気や取得しやすいこと等となっている。また「持っている」(以下「持」)と、その取得率が向上すれば、経済・雇用面への効果も期待できる。また「段取り」(以下「段」)及び当面達成すべき目標としての取得率の目安。また「向けた」(以下「向」)「取得率の目標設定の検討及び」及び「行うこと」(以下「行」)。その際、労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討すること。また「活用を図ること」(以下「活」)。「その際、連続した休暇の取得促進に配慮するとともに、当該制度の導入に向けた課題及び解決策について検討すること」及び「その際」(以下「其」)、「当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討すること」と「」及び「を緩和するため」(以下「和」)、「の緩和、労働者の経済的負担の軽減などの観点から」(以下「観」)、「」(以下「子」)「の看護休暇」(以下「護」)、「介護休暇、所定外労働の免除」(以下「免」)「勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務の制度、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、所定外労働をさせない制度等）」(以下「所」)「短縮措置等により」(以下「短」)である。

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(2) 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

ロ 子の養育又は家族の介護を行う労働者

事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。

事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(2) 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

ロ 子の養育又は家族の介護を行う労働者

事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。

事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。事業主は、子の養育又は家族の介護を行う労働者の労働時間等について、事業主が講ずべき措置を講ずるべきこととする。

※ 赤下線部は今回の改正箇所。平成22年6月30日適用予定。
※ 黒下線部は労働時間等設定改善指針の一部を改正する件（平成21年厚生労働省告示313号）による改正部分。（平成22年4月1日適用）